

医療費の自己負担分・補装具の払い戻しについて

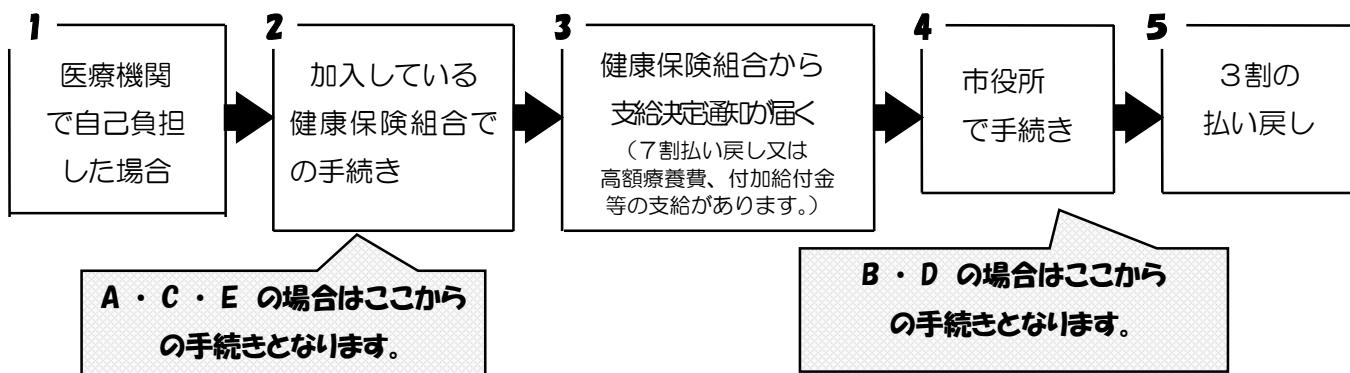
以下の場合は、自己負担額の払い戻しを受けることができます。

- A：マイナ保険証（または資格確認書など）と医療費受給者証を提示しなかった場合（医療機関で10割自己負担された場合）
- B：医療費受給者証のみ提示しなかった場合（医療機関で3割自己負担された場合）
- C：補装具を作成された場合
- D：愛知県外の医療機関を受診した場合（高額療養費、付加給付金の対象にならない場合）
- E：愛知県外の医療機関を受診した際に、窓口負担が21,000円以上の場合
(高額療養費、付加給付金等が支払われる場合があります。)

1 手続きについて

市役所でお支払いできるのは、医療機関で診察等を受けた際の自己負担額（3割）です。そのため、医療費を全額自己負担された場合や補装具を作られた場合、高額療養費、付加給付金等が支給される場合には、まず加入中の健康保険組合でのお手続きが必要です。

2 手続きの手順



国民健康保険に加入の方

上記の2と4を同時にお手続きできます。

社会保険に加入の方

ご加入中の健康保険組合でお手続きが済みますと、保険適用分の金額（7割）又は、高額療養費、付加給付金等が各健康保険組合より支払われます。健康保険組合から『支給決定通知』がお手元に届いた後、市役所でお手続きください。

3 申請に必要なもの

- ◆ 領収書
- ◆ 装着証明書（補装具の場合のみ）
- ◆ 医療保険の資格が確認できる書類※
- ◆ 受給者証
- ◆ 預金通帳
- ◆ 保険者からの支給決定通知書（原本）

領収書及び装着証明書は、健康保険組合でのお手続きの際に原本を提出する必要があります。
そのため、事前にコピーを取っていただき、市役所へはコピーを提出してください。

※資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナンバーカードとマイナポータルの医療保険資格情報画面の提示

母子・父子家庭医療費受給者証の各種手続きについて

1 対象者

長久手市に住民登録があり、健康保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 18歳以下の子を扶養している母子または父子家庭（父または母が重度の障害を持つ家庭を含む）の母・父及びその子《※所得制限あり：受給資格に関して毎年更新手続きがあります》
(2) 父母のない18歳以下の子

2 新規申請の手続きに必要な持ち物

- 医療保険の資格が確認できる書類※（母・父・子ども・その他：_____）
注 対象児童が申請者の扶養に入っていること
- 戸籍謄本注 申請前1か月以内発行（母・父・子ども注 申請者と別戸籍の場合）
…対象となる要件及び子どもの親権者が確認できるもの
…本市役所内の別手続で提出の場合は、写し可。提出前に、必ずご自身で写しをとってください。

3 助成内容・毎年の更新手続き

- ・県内医療機関（全ての診療科目で使用可）受診時に、マイナ保険証（または資格確認書など）と受給者証を提示すると、市が保険診療分の自己負担額を助成します。県外での受診（全ての診療科目で使用可）や、補装具の購入など、自己負担が発生した場合は裏面の払い戻し申請ができます。
- ・原則、申請月の1日から有効となる受給者証を発行します（申請月の途中で要件が発生した場合は要件発生日から有効）。有効期間の終わりは、資格開始後、最初の10月31日です。
- ・毎年、受給資格の確認のための更新手続きがあります。9月下旬頃にご案内をお送りしますので、必ずお手続きください。

以下の場合は、直ちに届出してください。

各種手続き	届出に必要な物
加入している健康保険や記号・番号に変更があったとき	母子・父子家庭医療該当者全員分の医療保険の資格が確認できる書類※と母子・父子家庭医療費受給者証
受給者証を紛失したとき	医療保険の資格が確認できる書類※
住所、氏名、受給者に変更があったとき	
お亡くなりになったとき	
生活保護の適用となったとき	母子・父子家庭医療費受給者証
転出するとき	
再婚（事実婚含む）した場合	
交通事故の被害者となったとき	第三者行為の届出の必要書類をお渡しします。

医療で使われるお金は、全て社会の貴重な財産です。

適正な利用をこころがけましょう。

